

2021年2月8日制定

国際基督教大学における施設命名権に関する基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、施設命名権の設定および寄付者への命名権の付与に当たり、その運用を円滑に取り計らうために、その設定等に関する必要な事項を定める。

2. 目的

寄付金を募集するにあたり、寄付者（法人を含む）に対して、国際基督教大学（以下「本学」という。）の施設及びスペース（以下「施設等」という。）に愛称（冠）を設定する権利を付与することにより、本学と寄付者との連携を一層と深めていくとともに、寄付の受け皿を拡大し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的とする。

なお、施設命名権の導入は、本学の運営に支障を及ぼさず、当該施設等の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとする。

3. 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①施設命名権 本学の施設等に対して個人名、企業名、商標名等を冠した愛称を付与する権利をいう。
- ②施設命名者 施設命名権を取得した個人、法人等をいう。

4. 命名権を付与する対象施設の設定

(1) 施設命名権の付与を含む寄付を募る場合には、アドヴァンスメント・オフィスは、施設命名権の対象となる施設等（「以下「対象施設等」という。」）を選定するとともに、募金に必要な募集要項（最低寄付金額）を策定し、大学運営会議に諮る。

(2) アドヴァンスメント・オフィスは、理事会の議を経て、寄付者に対する謝意を表明するために、事後的に寄附者の氏名を施設の冠として、付与することができる。

5. 愛称の決定

アドヴァンスメント・オフィスは、寄付者から事前に希望する愛称名を聴取のうえ、その愛称が、当該対象施設等にふさわしいものかどうか、審査し、大学運営会議に諮る。愛称を決定するにあたっては、献学の理念との関連性があることが望ましい。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として用いることができないものとする。

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④社会問題等の主義、主張に係るもの
- ⑤公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑦本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑧基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑪集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑫その他、本学が愛称として設定することが適当でないと思えたもの

また、建物施設全体に対する愛称には、法人の広報目的に資するような法人名、商標等を用いることはできないものとする。

なお、寄付者との間で、愛称名が合意できない場合、命名権を前提とした寄付金の受け取りは辞退する。

6. 交渉順序

寄付者は、命名権を前提として、寄付したい旨、適宜の方法でアドヴァンスメント・オフィスへ連絡し、その受け付けた順番で優先的に当該施設の命名権に関する交渉をすることができる。

7. 命名権の付与

施設命名者は寄付金を払い込むことによって、施設等に自らが定めた愛称を付与することができる。本学は、寄付金を受け取ったのち、速やかに顕彰板を作成し、施設等に設置する。命名権は、当該施設等が存続する間は継承され、当該施設等が消滅した場合は、命名権も消滅する。

(参考)

愛称の運用基準（付与可とする事例）

寄付者名（個人、寄付者のグループ名）、寄付者の親族名、同窓生氏名、本学教職員（元職を含む）、学内サークル・クラブ名、教会名、企業名（寄付企業に限る）、ブランド名（寄付企業に限る）など。